

あなたの国民年金

パート④



保険料の納め忘れはありませんか?
未納にすると将来満額の年金がもらえなくなります。

現在、保険料を納めることは、あなた自身のためです。
健やかな老後や万一のときの支えになるのが国民年金です。
国民年金はみなさんの賃金や生活が向上すればそれに合わせて老後の保障も厚くなり物価の上昇にも対応します。



老齢基礎年金

20歳から60歳まで、公的年金に加入し、保険料を納めていた人が、65歳になると満額の老齢基礎年金を受けることができます。

(希望により65歳前でも受けられます)

遺族基礎年金

加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上納付期間等のある夫や老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が亡くなったとき、子のある妻や子が受けられます。

障害基礎年金

国民年金に加入中の病気やケガで法律の定める程度の障害者になってしまったとき、初診日前の加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上納付があれば受けられます。

寡婦年金

老齢基礎年金を受けられる夫が、請求しないうちに死亡したとき。

(夫の受けられる年金額の $\frac{3}{4}$ を妻が60歳から65歳までの間に受けられます)

保険料の納付は



預金通帳
お届け印
年金の納付書

取扱い金融機関
または
役場住民福祉課
年金係へ

年金納付の確認

今一度、ご自身の年金納付期間を確認してみましょう……

問合せ 役場住民福祉課年金係

☎ 841211 (内線154)